

令和8年

5



月号

# 宇都宮中央警察署 徳次郎駐在だより

宇都宮中央警察署  
623-0110  
徳次郎町駐在所  
665-0077

## 「自転車交通反則通告制度導入」

★ 令和8年4月1日から自転車の交通違反に交通反則通告制度（青切符）が導入されました。

★ 「交通反則通告制度」とは、「反則行為」をした16歳以上の運転者が取締りを受けると、青切符（反則行為となるべき事実の要旨等が記載された書面）が交付され、定額の反則金の納付が通告されます。

通告を受けた者が反則金を納付したときは、刑事手続へは移行せず、起訴されない（いわゆる「前科」もつかない）制度をいいます。

## 自転車違反

2026年4月1日

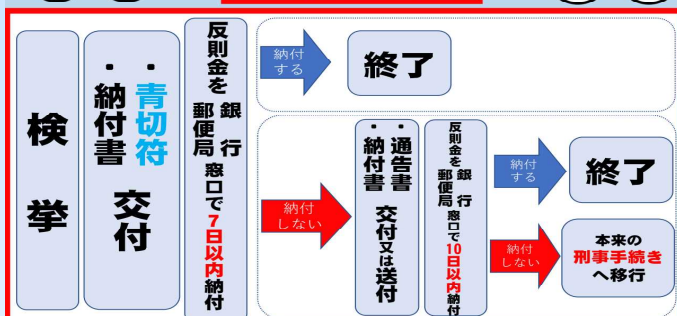
青切符導入



16歳以上が対象

### 自転車の主な交通違反

 並進走行・二人乗り 3,000円	 指定場所一時不停止等 5,000円
 歩道通行時の通行方法（徐行・停止） 3,000円	 傘差し・イヤホン使用 5,000円
 右側通行 6,000円	 携帯電話使用等（保持） 7,000円
 信号無視 6,000円	 携帯電話使用等（保持） 12,000円



### 青切符の対象となる違反行為の例

- ① 重大な事故につながる恐れが高い違反（即検挙）
  - ・ 携帯電話使用等、遮断踏切立入り、自転車制動装置不良
- ② 実際に交通への危険を生じさせたり、事故の危険が高まっているとき
  - ・ 信号無視をして他の車両に急ブレーキをかけた
  - ・ 違反を同時に2つ以上行っている（傘を差しながら信号無視）など
- ③ 警察官から指導警告されているにもかかわらず違反を行ったときなど

詳しくはこちらから

TOCHIGI POLICE

富屋の皆様へ

徳次郎町駐在所の沼尾です。今年度も引き続きお世話になります。

今回、自転車の青切符導入に関する記事でしたが、自転車も車両の仲間ですので、事故を起こさないよう安全運転でよろしくお願ひします。

詳しくは「警察庁 自転車ポータルサイト」をご確認ください。



